

各 位

那覇市学校給食センター所長

令和7・8年度 学校給食用物資納入業者の登録について（通知）

貴社ますますご清祥のこととお喜び申し上げます。さて、那覇市学校給食センター（首里・小禄・真和志・神原・古蔵・銘苅・天久・安謝・大名・鏡原・上間・高良・開南）が発注する学校給食用物資納入業者の登録をご希望される場合は、別添「学校給食用物資納入業者の皆様へ」「学校給食用物資納入業者心得」をご了承のうえ、下記により申請してください。

なお、この登録により必ず発注があるとは限りませんので、ご了解ください。

※令和5・6年度の登録業者も新たに登録申請して下さい。

記

1 提出書類

- (1) 申請書類確認表
- (2) (様式1)「学校給食用物資納入業者指定申請書」
- (3) (様式2) 登録希望業種等
- (4) (様式3) 取引実績表
- (5) (様式4) 取引品名
- (6) (様式5) 社屋（店舗）の写真等
- (7) (様式6) 使用印鑑届
- (8) (様式7) 納入希望業種及び食品名

上記(1)から(8)までの様式は、那覇市学校給食センターホームページよりダウンロードができます。

- (9) 印鑑証明書
- (10) 市町村税納税証明書（滞納のない証明書）
- (11) 消費税納税証明書（滞納のない証明書）
- (12) 営業証明書（保健所長発行「営業許可証」又は「営業報告済」）⇒ 加工業者のみ
- (13) 食品衛生監視票（保健所長発行 令和4年4月以降発行のもの）⇒ 加工業者のみ

\*監視点は80点以上であること。(80点以上であっても、必要に応じて施設の視察や指摘事項等の改善の確認を行います。)

- (14) 従業員の検便結果報告（病原性大腸菌O157・サルモネラ菌・赤痢菌）⇒ 加工業者のみ

\* 給食用物資の注文を受けた業者には、当該物資の納入前月又は納入月の検便結果の提出をお願いします。

- (15) 110円切手1枚（資格審査結果通知の郵送用）
- (16) (法人のみ) 定款又は寄附行為、登記事項証明書
- (17) (個人事業主) 身分証明書登記事項証明書

※(9)(10)(11)(16)(17)については、令和6年10月1日以降に発行されたものを提出してください。

※(9)については、原本を提出してください。その他の証明書はコピーでも可です。

2 受付期間：令和7年1月31日まで 窓口受付時間：平日の午前9時～午後4時

郵送可（当日消印有効）

(提出書類に不備がある場合は、受付できませんのでご注意ください。)

3 登録有効期間 令和7年4月1日～令和9年3月31日

4 提出先及び問い合わせ先(担当者名)

〒901-0156 那覇市田原3-3-4 小禄学校給食センター

TEL: 098-917-3459 FAX: 098-858-0424